

注射(コード30)

2022/04/21

薬剤料

- ・15円以下 → 1点
- ・15円超え → 薬価 ÷ 10(端数は五捨五超入)
- ・ビタミン剤は算定不可※1

通則の加算

麻薬注射加算	+5
生物学的製剤注射加算	+15

主な注射実施料

項目			所定点数	注意点	
①皮内、皮下及び筋肉内注射(1回につき)			22	・外来のみ ・入院中の患者に対して行った場合の薬剤料は1日分で算定	
②静脈内注射(1回につき)		6歳未満(+48)	82		
		6歳以上	500ml以上		99
③その他	点滴注射(1日につき)	6歳以上	500ml未満(外来のみ)	50	薬剤料は1日分で算定
		6歳未満	100ml以上	147	
			100ml未満(外来のみ)	96	
		腱鞘内注射(1回につき)			
	関節腔内注射(片側につき)			80	
	結膜下注射(1回につき)			27	

同日に行った場合は主たるもののみ算定

・手術当日に手術に関連する注射を行った場合の実施料は算定不可

・涙のう内薬液注入、鼓室内薬液注入、局所・病巣内薬剤注入、子宮腔部注射、咽頭注射、腱鞘周囲注射、血液注射は、コード30の「皮内、皮下及び筋肉内注射」で算定

※1 ビタミン欠乏症、神経痛、関節痛などの傷病、経口からの食事摂取困難5分粥までの食事提供の患者への投与の場合は算定可(レセプトに理由を記入)